

令和 2 年度 事業計画書

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

I 豆類事業

1 事業方針

豆類は、北海道畑作農業の健全な発展と我が国固有の食文化の維持にとって重要な作物であり、その供給と価格の安定を図ることが極めて重要である。

北海道農業に大きな影響を与えると思われる TPP11 については、一昨年 12 月 30 日に発効した。発効後 1 か月で牛肉の輸入量が 1.5 倍に増加したように、その影響は今後とも非常に大きいものと予想される。雑豆は交渉参加国に対する一次関税が撤廃されるため、雑豆価格低下への影響が十分に懸念される所であり、今後一層需給の安定を図る取組みが必要である。

このため、北海道農協畑作・青果対策本部の決定事項に沿いつつ、JAグループ北海道と連携を図りながら、豆類価格安定対策事業において、金時類、うずら類及び手亡類に係る価格差補てん事業及び赤系金時の安定供給に向けた赤系金時安定供給緊急対策事業を実施するとともに、生産目標面積遵守により需給の安定を図っていく小豆類生産安定運動推進事業（安定生産啓発特別事業）を継続実施する。

また、豆類の供給の安定、流通の円滑化等に係る取組を積極的に推進していくため、豆類生産流通安定推進事業、豆類消費啓発助成等事業、豆類調査研究助成事業及び豆類流通円滑化緊急対策事業の効果的な推進に努める。

2 事業計画内容

豆類事業については、公益社団法人認定時に平成 24 年から令和 3 年までの 10 か年の事業計画を設定しており、当該事業計画に従い推進する。

(1) 豆類価格安定対策事業

対象豆類に係る保管事業（赤系金時のみ）及び価格差補てん事業に要する経費を計上する。

また、赤系金時の安定供給を確保するため平成 31 年度から実施している赤系金時安定

供給緊急対策事業を上記の枠組みの中で実施するほか、令和2年産金時等対象豆類に係る基準価格等を設定する。

(2) 小豆類生産安定対策事業

道産小豆類の需給状況の計画的な改善に向けて、関係者が一体となって生産目標面積の遵守に向けた取組を強力に推進するため、平成31年度から実施している小豆類生産安定対策事業（生産安定運動推進事業（安定生産啓発特別事業））を実施することとし、必要となる経費（助成金）を計上する。

(3) 豆類生産流通安定推進事業

生産、流通、実需、試験研究、行政等の関係者が一堂に会して作柄の調査と意見交換を行う豆類需給安定会議を秋期に開催するほか、豆類の計画的な生産に資するため、翌年産豆類に係る生産目標面積の設定と地域・農業者への配分・周知等に関する業務を北海道農業協同組合中央会に委託するとともに、生産者の作付意向の把握、令和2年産雑豆の作付・生産動向、雑豆の消費動向の把握等に関する業務をホクレン農業協同組合連合会に委託する。

(4) 豆類消費啓発助成等事業

豆の日協賛行事の一環として、豆の機能性等に関するセミナーと豆料理の試食会を内容とする「北海道・豆トークショー2020」を開催するほか、道産雑豆に係る知識等を広く普及・啓発するため、公募の方法により採択された課題に対し助成を行う。

(5) 豆類調査研究助成事業

道産雑豆の生産、流通、消費の安定又は緊急的な技術問題への対応等に関する調査研究を推進するため、公募の方法により採択された課題に対し助成を行う。

(6) 豆類流通円滑化緊急対策事業

豆類の円滑な流通に重大な支障を生じる恐れのある事態が発生した場合に緊急的な対応を可能とするため、必要となる経費（助成金）を計上する。

Ⅱ 馬鈴しょ事業

1 事業方針

近年、北海道の馬鈴しょは、作付面積の減少や作柄不良により減産傾向にあるが、令和元年産作付面積は 50,300ha（推定）で、前年を約 730ha 下回る実績となった。

用途別の作付比率は、推定で生食・加工用 60%、でん粉用 30%、その他 10%となっている。

馬鈴しょは、夏期の干ばつ傾向により生育が早まったため、肥大が進まない地域も見られたものの、概ね順調に収穫を迎え、10a 当たり収量は 3,740kg（前年比 109%）、収穫量は 1,870,000 トン（前年比 107%）を見込んでいる。

一方、馬鈴しょでん粉については、原料処理数量は 834,800 トン、生産量は 187,700 トン（前年比 112%）の見込みで、国が定める計画生産数量 240,000 トンに対してはまだ大きく未達の状況にある。

このため当協会は、馬鈴しょおよび馬鈴しょでん粉の安定生産に向けた対策として、品種改良、病害虫対策技術の開発という試験研究事業を優先している。

品種改良では、シストセンチュウ抵抗性で高収量を目標としたでん粉原料用専用品種、その他病害虫抵抗性を持った品種、でん粉の機能性に着目した品種開発などを進めている。

病害虫対策では、発生原因や条件の解明、効率的かつ高精度診断技術の開発などを進めている。

でん粉の流通、販売面においては、道産でん粉の生産量が減少していることにより、用途別の販売調整や、一部ユーザーが原料調達を外国産へ代替するなど、安定供給に課題を残している。

このような情勢を踏まえ、馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の生産振興等、直面する課題を解決すべく、北海道農協畑作・青果対策本部の決定事項に沿いつつ、JAグループ北海道その他関係機関・関係団体と連携をとった事業運営に努めていく。

2 事業計画内容

馬鈴しょ事業については、公益社団法人認定時の平成 26 年（2014 年）に提出した事業計画が 10 年間と設定されており、下記事業については、令和 5 年（2023 年）まで継続することとしている。

(1) 研究助成事業

試験研究事業・調査研究事業として馬鈴しょの安定生産を目的とした品種改良、病害虫対策及び必要な調査に向けて、公募による助成事業として実施し、直面する課題解決に向けた事業展開を図る。

(2) 普及啓発事業

道内馬鈴しょ及び馬鈴しょでん粉の安定的生産ならびに生産性向上に寄与するため、生産者、JA、道、市町村、澱粉工場、研究機関、大学などを対象とした講習会の実施等により、馬鈴しょの栽培技術・新品種開発・流通動向など各種情報に関する普及啓発を図る。

- ア 馬鈴しょ栽培講習会の開催
- イ 各種試験成績集などの作成
- ウ 「協会だより」の発行
- エ ホームページによるPR

(3) 需給調整事業

- ア 馬鈴しょでん粉の需給動向の把握と、調整保管事業の発動可否を判断するため、令和2年産馬鈴しょおよび馬鈴しょでん粉の生産見込を立て、それに基づき、馬鈴しょでん粉の需給調整に関する調査検討を行う。
- イ 馬鈴しょでん粉の供給量が前年需要量を大幅に上回り、需給に著しい不均衡が生じた場合、その需給を調整するために調整保管事業を行う。

III 青果物事業

1 事業方針

本道の野菜生産は、生産者の高齢化の進行と恒常的な労働力不足、生産規模の大型化による省力化作物への転換等から作付面積が年々減少傾向にあるとともに、外食・中食産業向け等の加工用、業務用の需要増や食生活の多様化などから、輸入野菜が増加傾向で推移している。

また、気象変化による国内産野菜の作柄不良や景気の動向等と相まって市場価格が大きく変動するなど、引き続き厳しい環境にある。

一方、安全・安心や健康志向から、国内産野菜に対する消費者や食品産業のニーズが高まっている中で、国際競争や気象変動に対応しつつ、消費者や実需者に選ばれる品質・

価格の野菜を供給するためには、ブランド化による付加価値向上と流通システムの効率化によるコスト低減などの生産・流通の構造改革を進めるとともに、安全・安心を求める消費者や食品産業のニーズに応える道産野菜の品質向上と安定した供給体制の確立が重要である。

野菜価格安定制度は、野菜の生産及び出荷の安定と価格の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与する重要な役割を担っており、当協会は、こうした制度の目的に準拠し、野菜価格安定対策事業等を的確に推進し、自立した野菜産地の育成と道産野菜の安定的な生産・出荷による、消費者への安定的な供給を促進するものとする。

また、加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業を実施し、本道における加工・業務用野菜の生産振興を支援するものとする。

次に、本道の果実生産は、経営者の高齢化や担い手不足などから、作付面積、生産量ともに減少傾向で推移するとともに、消費の少量多品目化や海外からの輸入増加による価格変動等により、果樹経営は依然として厳しい状況に直面している。

一方、近年では国産ワイン需要の高まりから、加工用ぶどう品種の改植や生産法人による新規参入など、ワイナリー向け醸造用ぶどうの生産が急激に増加している。

さらに、平成30年6月、国税庁が北海道を地理的表示（GI）で保護するワイン産地に指定したこともあり、益々注目度が高まると予想される。

当協会としては、果樹農家が優良品目・品種への転換や小規模園地整備など果樹経営支援対策事業並びに果樹未収益期間支援事業を実施する場合などに支援することで、計画的な生産・出荷による持続可能な農業に貢献するものとする。

なお、今回の組織統合に当たっては、北海道農協畑作・青果対策本部の決定事項に沿い、これまで以上にJAグループ北海道と連携を図りながら、各種事業を推進するものとする。

2 事業計画内容

(1) 野菜関係事業

ア 野菜価格安定対策事業（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）

北海道が選定した対象産地の区域内で生産される対象特定野菜等の価格が対象市場群において著しく低落した場合、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために補給金の交付を行う。

イ 野菜価格安定対策事業（野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業）

独立行政法人農畜産業振興機構が行う指定野菜価格安定事業及び契約指定野菜安定供給事業の円滑な推進を図るため、北海道から補助金を受けて納付金の納付や債務負担行為を行う。

ウ 青果物生産出荷安定対策事業

会員（ホクレン）が実施する青果物の啓発活動、需給調整等及び安定出荷対策の安定的な実施を図るため、基本計画の策定、事業資金の造成及び交付金の交付を行う。

(2) 果実関係事業

ア 果樹経営支援対策事業

競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画に基づき、果樹生産者が行う優良品目・品種への転換や小規模園地整備など、支援の対象となる取り組みに要する経費に対して、定額及び定率（1／2以内）の補助を行う。

イ 果樹未収益期間支援事業

果樹経営支援対策事業により、果樹生産者が優良な品目・品種への改植や新植を実施した後の果樹未収益期間の経営を維持するための経費に対して、定額（5.5万円/10a×改植の翌年から4年分）の補助を行う。

(3) その他

ア 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向けた取り組みを推進するため、作柄安定技術の導入などにより、安定生産及び出荷に取り組む産地に対して、独立行政法人農畜産業振興機構が、一定の助成単価（15万円/10a）により当該面積に応じて補助する事業で、事業実施計画書、交付申請書、事業実施報告書等の確認など、当該事業を円滑に行うための事務支援を行う。

イ 全国果樹技術・経営コンクール

果樹農業の発展や果樹農家等の経営改善に資するため、果樹の生産技術や経営方式等において、他の模範となる先進的な農業経営体及び集団組織を表彰するもので、コンクールの参加に向けて、道内の関係機関（道、農試、農改センター、道果樹協会、農業団体等）で構成する審査委員会（事務局：協会）で協議し、優れた果樹経営体を推薦する。

IV 総務関係

- 1 国内における金融緩和策を背景とした低金利は当面続く見込みにあり、資産運用においては依然として厳しい状況にある。今後とも安全性を最優先にするとともに効率的な運用管理に努める。
- 2 公益法人の基準に沿った事業方式を遵守し、財務管理の改善・効率化を図り、事業運営の充実強化に努める。
- 3 新会計基準に沿った財務管理に努め、必要な研修会等に積極的に参加し会計実務の能力向上と定着化に努める。